

1. 申請期限

撮影実施の7開庁日前まで（土日、祝日は含まず）にFAXまたはメールで提出してください。（持参、郵送可：郵送の場合、書類到着日が7開庁日前締切とします）

ただし、以下の事項に該当する場合は、審査や調整に時間を要しますので、提出期日にかかわらず、早急にご提出をお願いいたします。

（例）大人数や長時間の撮影、海浜地の長時間使用 等

2. 提出添付書類

以下の表のとおりです。メールで提出の場合は「ワードファイル」または「PDFファイル」でご提出ください。他のファイル形式では受付できません。

提出書類			備考
①	撮影申請書	必須	社印等の押印は不要。
②	企画書	必須	自由書式。番組概要、台本、計画書など。
③	位置図	必須	自由書式。 撮影箇所を○で囲むなど明示してください。
▼ドローン撮影ありの場合は、以下の資料も添付してください▼			
④	無人航空機の飛行に係る許可 ・承認書（航空局）	※1	特定飛行に該当する場合は必須
⑤	無線従事者免許の写し	※2	
⑥	技能認定書の写し	※3	
⑦	損害保険証書の写し	必須	
⑧	使用機材の仕様書の写し	必須	機体重量、周波数を示す部分
⑨	DIPS情報のスクリーンショット等	必須	所有者と機体情報を示す部分
⑩	機体登録番号を貼付した機体の写真	必須	
⑪	飛行経歴がわかる書類	任意	参考資料
⑫	その他書類	—	別途指示があった場合

※1 人口集中地区の上空、空港等の周辺、150m以上の上空、緊急用務空域、夜間での飛行、目視外での飛行、催し場所上空での飛行、危険物の輸送、物件の落下

※2 周波数2.4GHz帯のものは省略可。

※3 ④を提出した場合は省略可。

3. その他注意事項

- ・撮影場所は、横須賀市以外（警察署、海上保安部、神奈川県横須賀土木事務所、漁業組合等）の管轄区域となる場合があります。撮影前に管轄区域を確認し、各関係機関への届出を必ずおこなってください。
- ・海浜地、遊歩道等への車両の乗り入れは禁止しています。このため、当該場所への車両の乗り入れを伴う撮影はできません。
- ・海浜地での撮影にあたっては、使用料は原則無料です。（一部の撮影については、使用料を徴収します。また、港湾施設内での撮影の場合は使用料を徴収することがあります）

- 馬堀海岸高潮対策護岸および観音崎ボードウォーク付近には温浴施設があることから、該当地域での無人航空機等による撮影はご遠慮ください。
- 同一位置での長時間にわたる三脚使用や、レール等の工作物の設置、また、テント等の設置は、他の利用者の迷惑となることから、おやめください。
- 盗撮行為とみなされるような行動はおやめください。（故意、偶然にかかわらず、夏季の海浜地における海水浴客の映り込み等にはご注意ください）
- 当該撮影申請は、海岸の一時使用届と同様に、海浜地等の排他的使用を承諾するものではありません。また、他の撮影者の方と撮影時間帯や場所が重複した場合は、当事者間で協議の上、撮影してください。
- 原則として、撮影時間は、当市における日の出時間から日没時間までとします。
なお、住宅地や老人ホーム等の施設が近接する場所の撮影開始時間は、朝6時以降とします。
- 撮影の際は、大声や騒音の発生防止等、近隣の生活環境の保持にご配慮ください。
- 撮影に伴う事故については、本市は一切の責任を負いません。万一、事故が発生した場合は、ご自身で警察等の関係機関に通報するとともに、本市へのご連絡をお願いいたします。
- 令和4年6月の航空法改正により、100g以上の無人航空機は、国土交通省への機体登録が必要となりました。無登録で飛行させると、処罰の対象となりますので、ご注意ください。
- 緊急の事情により、やむを得ず、承諾を取り下げる場合がありますので、ご了承ください。